

# 令和6年度三重県歳入歳出決算審査意見書

令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 概要説明

令和7年10月

三重県監査委員



## 令和6年度三重県歳入歳出決算審査意見書 概要説明

令和6年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る10月8日付けで、三重県知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

### 第1 審査の概要（意見書 1頁）

#### 1 審査の対象（意見書 1頁）

審査の対象は、令和6年度の一般会計と、11の特別会計です。

#### 2 審査の着眼点及び実施内容（意見書 1頁）

知事から審査に付された決算及び関係書類について、

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 予算は議決の趣旨に沿って適正、効率的に執行されているか
- (3) 会計事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

を、関係諸帳票及びその他証拠書類などと照合精査するとともに、関係部局等から説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果も参考に、慎重に審査を行いました。

### 第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

#### 1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行（意見書 2頁）

令和6年度歳入歳出決算は、関係諸帳票及びその他証拠書類などと照合し、審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、予算の執行、財務に関する事務の執行についても、意見書で留意又は改善を要するものを除き、概ね適正に処理されていました。

## **2 決算の状況（意見書 2 頁）**

### **(1) 決算規模及び収支状況（意見書 2 頁）**

令和6年度の一般会計の決算の状況については、単年度収支と実質単年度収支は赤字となっていますが、形式収支と実質収支は黒字となっています。

特別会計の決算の状況については、単年度収支、形式収支、実質収支のいずれも黒字となっています。

### **(2) 歳入歳出決算額の前年度比較（意見書 4 頁）**

一般会計の歳入は、地方消費税の増などにより県税が増加したほか、繰越金、地方特例交付金が増加しています。

一方、新型コロナウイルス関連の交付金の減などにより国庫支出金が減少したほか、繰入金が減少しています。

歳出は、地方消費税清算金の増などにより諸支出金が増加したほか、教育費、土木費、警察費が増加しています。

一方、財政調整基金積立金や退職手当基金積立金の減などにより総務費が減少したほか、商工費が減少しています。

また、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、93.8%となり前年度に比べて0.4ポイント上昇し、公債費の大きさを財政規模に対する割合で示す指標である実質公債費比率は、11.3%となり前年度に比べて0.3ポイント低下しています。

### **3 審査の意見（意見書 6 頁）**

#### **(1) 行財政運営全般（意見書 6 頁）**

財政指標については、実質公債費比率は元金償還金の減などにより前年度より低下している一方で、経常収支比率は人件費の増などにより2年ぶりに上昇しています。

県税収入は、4年連続で増加し過去最高を更新しましたが、金利の上昇による公債費への影響や、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加がそれぞれ見込まれるなど、財政状況は予断を許さない状況にあり、慎重な財政運営を継続する必要があります。

県内経済は、諸外国による通商政策、原材料価格や物価の高騰などの課題を抱え、県内の人口減少が続いている状況において、中期戦略計画である「みえ元気プラン」は令和8年度に最終年度を迎えることから、これまでの取組を検証し、引き続き県民の安全・安心確保に取り組むことに加え、県税収入の増加につながる積極的な施策を実施するなど、限られた予算で喫緊の課題に的確に対応しつつ先を見据えた、バランスの取れた持続可能な行財政運営に努められたいとしています。

#### **(2) 予算執行等（意見書 7 頁）**

「ア 収入関係」の「(7) 県税」（意見書 7 頁）については、県税の収入済額は、約3,074億4,854万円となっており、徴収率は99.1%と過去最高を更新した前年度と同率を維持しています。

収入未済額については、約26億3,204万円となり、前年度より約2億2,108万円増加しました。

個人県民税の収入未済額は、約18億972万円で、前年度より約2,412万円減少していますが、県税収入未済額の68.8%を占めています。

個人県民税は、市町村民税とあわせて市町が賦課徴収するものであることから、徴収対策として、市町や三重地方税管理回収機構などとの連携のもと様々な取組を行っており、引き続き、個人県民税の未収金対策に努められたいとしています。

個人県民税以外については、引き続き積極的に滞納処分や納税しやすい環境の整備を行い、収入未済額の縮減に努められたいとしています。

加えて、効果的な課税調査を実施し、公平・適正な課税の実現に努められたいとしています。

「(イ) 県税以外の収入」の「**a 財源確保策**」(意見書 9 頁)については、多様な財源確保策により歳入の確保を図っていますが、あらゆる財源確保策について検討を行い、歳入のより一層の確保を図るよう、積極的に取り組まれたいとしています。

「**b 収入未済**」(意見書 9 頁)については、一般会計の収入未済額のうち県税を除いた額は、前年度より約1,156万円増加しています。

収入未済のうち、産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用は、前年度より減少したものの依然として多額であることから、更に債権の回収に努めるとともに、不法投棄の未然防止に、より一層努められたいとしています。

また、収入未済の発生防止に努めるとともに、毎年度定める債権処理計画の目標達成に向け、債権管理事務と進捗管理を適切に行い、収入未済額の着実な縮減に取り組まれたいとしています。

「(ウ) 不納欠損」(意見書 10 頁)については、一般会計の不納欠損額は、約 1 億 5,893 万円で、前年度より約 3,877 万円減少しています。

また、特別会計の不納欠損額は、約 53 万円で、前年度より約 533 万円減少しています。

回収可能な債権が欠損に至ることのないよう、引き続き債権処理計画の進捗管理と日常の債権管理を適切に行われたいとしています。

「(エ) 県債」(意見書 11 頁)については、一般会計の県債発行額は、905 億 4,400 万円で、前年度より 4 億 700 万円増加しましたが、歳入に対する県債の依存度は 10.2%と、前年度と同率でした。

特別会計の県債発行額は、416 億 8,200 万円で、前年度より 36 億 9,040 万円減少しています。

この結果、令和 6 年度末における一般会計と特別会計を合わせた県債残高は、前年度末から約 139 億 837 万円減少し、約 1 兆 4,318 億 4,093 万円となっています。

今後も、持続可能な財政運営のため、県債の発行にあたっては、必要性や将来負担を十分に検証し、適切な県債管理に努められたいとしています。

「イ 支出関係」の「(ア) 予算の不用」(意見書 13 頁)については、一般会計の不用額は、約 105 億 5,241 万円で、前年度より約 22 億 8,782 万円減少し、特別会計では、約 20 億 5,549 万円で、前年度より約 8 億 7,000 万円減少しています。一般会計と特別会計を合わせた不用額は、約 126 億 790 万円となっています。

年度末に事業費が確定するものがあるなどやむを得ない場合もありますが、財源の有効活用の観点からも、的確な所要経費の見積りや事業進捗の把握により、適切な予算計上に努められたいとしています。

**「(イ) 予算の繰越」(意見書 14 頁)**については、令和7年度への一般会計の繰越額は約 632 億 1,620 万円で、前年度より約 54 億 7,435 万円減少しました。

また、事故繰越は 0 件でした。

予算の繰越については、年度の切れ目なく実施する必要がある事業や、国の補正予算において早期着手、早期完成が求められるなど、事業や予算の性質上やむを得ない場合を除き、年度内に事業が完了するよう、引き続き計画的かつ効率的な執行に努められたいとしています。

**「(ウ) 公債費負担」(意見書 16 頁)**については、一般会計の公債費は、約 1,126 億 3,395 万円で、前年度より約 12 億 3,552 万円減少しています。

公債費は、近年は 1,100 億円台で推移するなか減少傾向にあり、県債管理基金への積立不足についても、令和6年度末に解消したことから改善傾向にありますが、金利上昇の公債費への影響が見込まれることなどから、引き続き、適切な管理について留意されたいとしています。

**「ウ 財産の管理等」のうち、「(7) 公有財産・物品」の「a 未利用財産」(意見書 17 頁)**については、今後も引き続き、未利用財産の積極的な売却や有効活用に努められたいとしています。

「**Ⅾ 財産管理等**」(意見書 17 頁)については、道路の管理瑕疵の事例や公有(教育)財産の貸付等に係る事務手続きの不備がありましたので、適切に処理されたいとしています。

物品の利活用についても、引き続き「みえ物品利活用方針」に基づき、高額物品をはじめ、物品全般の適切な取得・利活用に努められたいとしています。

「**(イ) 資金の運用**」(意見書 18 頁)については、資金運用状況は、歳計現金において、運用資金量(期中平均残高)の増加や、金利の上昇等により、平均運用利回りが上昇したことから、運用益は前年度より 63.0%増加しました。

また、基金についても、運用資金量の増加や、平均運用利回りの上昇により、運用益は前年度より 182.3%増加しています。

資金については、より正確に資金の需給を把握するとともに、金融情勢を十分に分析することにより、引き続き安全かつ効率的な資金運用に努められたいとしています。

「**(ウ) 基金**」(意見書 19 頁)については、令和 6 年度末の基金残高は約 1,807 億 7,683 万円で、県債管理基金の増加などにより前年度末から約 204 億 9,414 万円増加しています。

各基金がその設置目的に沿って必要な時期に活用できるよう、確実な造成に努められたいとしています。

歳入歳出決算審査意見書の概要説明は、以上です。

# 令和 6 年度決算に係る 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 概 要 説 明

令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、去る 10 月 8 日付けで、三重県知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

## 第 1 審査の概要（意見書 1 頁）

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、歳入歳出決算、同付属書類及びその他の証拠書類等と照合し、確認を行いました。

## 第 2 審査の結果及び意見（意見書 2 頁）

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、健全化判断比率については、実質赤字額は生じておらず、算定

された比率も早期健全化基準を下回っているとともに、資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足は生じていないと認められたことをご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和6年度三重県歳入歳出決算審査意見書並びに令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。